

秋田県職員（総合食品研究センター研究員）の募集概要

- 1 募集人員 研究員 1名（採用職種 食品・醸造）
- 2 応募資格 昭和46年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、修士若しくは博士の学位を取得している者、令和3年3月31日までに当該学位を取得する見込みの者又は当該学位と同等の研究実績を有する者
- 3 受付期間 令和2年7月1日（水）から8月31日（月）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、8月30日（月）必着（封筒の表に『研究員採用選考応募』と朱書きし、簡易書留で送付）
- 4 提出書類 「履歴書・身上調書（写真貼付）」、「自己紹介カード」、「研究業績リスト」、「特許リスト」
- 5 選考方法 書類選考及び口述試験
- 6 採用時期 令和3年4月1日（予定）
- 7 応募書類提出先 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
（お問い合わせ先） 秋田県観光文化スポーツ部 観光戦略課 総務班
TEL 018-860-1461（直通）
- 8 職務内容 秋田県総合食品研究センターに研究員として勤務し、研究開発及び県内企業の技術指導に従事します。
○食品加工：食品の高度加工技術及び機能性に関する研究開発と民間への普及指導等
○醸造：酒類及び発酵食品の加工技術に関する研究開発及び醸造用微生物の研究開発と民間への普及指導等

1 採用職種、採用予定人員及び職務内容等

採用職種	採用区分	採用予定人員	職務内容
食品・醸造	研究員 (食品加工) (醸造)	1名	秋田県産食材等の高度加工技術又は醸造関連食品の研究員として秋田県総合食品研究センターに勤務し、研究開発及び県内の民間企業への技術指導に従事します。 (食品加工) ・食品の高度加工技術に関する研究開発 ・食品の機能性に関する研究開発 (醸造) ・酒類の高度加工技術に関する研究開発 ・発酵食品の加工技術に関する研究開発 ・醸造用微生物の研究開発 ・民間企業等への食品・酒類製造指導及び講習

2 応募資格

昭和46年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、生物系若しくは理化学系研究の経歴を持ち、次のア、イのいずれかの要件を満たすものが応募できます。

ア 修士若しくは博士の学位を取得している者

イ 令和3年3月31日までに当該学位を取得する見込みの者又は当該学位と同等の研究実績を有する者

◆ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 地方公務員法第16条に該当する者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 現に秋田県職員である者

(3) 外国籍の者のうち就職が制限される在留資格の者（ただし、採用予定日までに就職可能な在留資格に変更できる見込みの者は除きます。）

◆ 外国籍の人は、採用後、担当できる職務などに制限があります。

(1) 外国籍の職員は、公権力の行使（行政処分（行為）や事実行為により、県民等の権利、義務に影響を与えること。）に携わる職務は担当できません。

(2) 外国籍の職員は、公の意思の形成への参画に携わる職（原則として本庁の課長級以上及び地方機関の長）に就くことはできません。

3 資格調査

応募資格の有無、提出書類記載事項の真否等について行います。なお、提出書類記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。

4 試験の種目、内容及び実施時期

(1) 第1次試験

試験種目	内容	実施時期
書類選考	提出書類記載事項の内容を審査します。	令和2年9月中旬
口述試験	書類選考合格者に対し、専門知識・保有技術を審査するため、個別面接を行います。	令和2年10月上旬
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査を行います。	同上

(2) 第2次試験

試験種目	内容	実施時期
口述試験	人物についての個別面接による試験を行います。	令和2年11月中旬

5 合格者の発表

第1次試験（書類選考）合格発表	令和2年9月下旬	合否は書面により通知します。
第1次試験（口述試験）合格発表	令和2年10月中旬	
最終合格発表	令和2年12月上旬	

6 採用時期

最終合格者は、秋田県人事委員会の承認を経て原則として令和3年4月1日付けで採用する予定です。

7 勤務条件

(1) 給与

初任給（令和2年4月1日現在）は、原則として修士課程修了者で研究職給料表2級13号給月額223,408円が、博士課程修了者で2級29号給月額264,285円が支給されます。

なお、職務経験等のある者については、経歴その他の事項を勘案のうえ決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年間20日（採用年は15日）の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

職員住宅のほか、診療室などの施設があります。

8 申込み受付期間

令和2年7月1日（水）から8月31日（月）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。
（郵送の場合、令和2年8月31日（月）付け消印有効とします。）

9 提出書類記入上の注意事項

- (1) 提出書類については、別添の「提出書類作成要領」に従って記入してください。
- (2) 提出書類については、記入もれのないように記入してください。
- (3) 記入の際は、黒又は青のインク又はボールペンをうい、楷書で、数字は算用数字で書いてください。
- (4) 履歴書・身上調書及び自己紹介カードは必ず自筆で記入してください。
- (5) 履歴書・身上調書には、最近3か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦3 cm・横2.5 cm）を貼付してください。

10 申込手続

- (1) 持参の場合
履歴書・身上調書、研究業績リスト及び特許リスト、自己紹介カードを秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課（秋田県庁第二庁舎1階）に提出してください。
- (2) 郵送の場合
（1）と同じものを秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課総務班あてに、封書にして封筒の表に『研究員採用選考応募』と朱書きし、簡易書留で送付してください。
※普通郵便の事故には対応できません。
- (3) その他
提出していただいた書類は、合否にかかわらず返却しません。